

道路事業事前評価調書

路線・河川等名		一般府道 <small>おうぼくていしゃじょう</small> 黄檗停車場線	事業名	防災・安全交付金(交安)事業	補助・単独の別	補助
事業主体		京都府	事業箇所(区間)	宇治市 <small>ごかしょう</small> 五ヶ庄地内		
事業概要	路線・河川等概要	当該路線は、宇治市五ヶ庄から宇治市槇島町に至る道路であり、京阪黄檗駅と国道24号をつなぎ、沿線地域の生活や経済活動を担う路線である。				
	事業目的	本事業箇所は、岡屋小学校・東宇治中学校の通学路であるが、十分な歩道幅員がない片側歩道となっている。朝夕の通学、通勤時には歩行者、自転車の他大型車両も輻輳し非常に危険な状態であり、「通学路交通安全プログラム」に基づく要対策箇所である。また、本箇所は市道との交差点であるが、付加車線がないため、車両の通行に支障を来している。このため、本事業により歩道整備及び付加車線設置を行い、歩行者の安全の確保及び車両の走行性の向上を図るものである。				
	上位計画等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 京都府総合計画 山城地域振興計画 ○ 宇治市通学路交通安全プログラム 				
	整備内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画交通量：1,700台/日(R22将来交通量推計) ○ 整備延長：L=0.08km ○ 計画幅員：W=8.5(14.5)m 2車線+付加車線歩道：両側2.5m ○ 全体事業費：約1.8億円 				
事業の社会経済情勢及び地元情勢等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国で通学中の児童の交通事故が相次いで発生したことなどを受け、早期の通学路の安全確保が求められている。 ○ 当該区間は、通学路に指定されているが、歩道が狭小であることなどから、安全な通行を確保する対策が必要である。また、交差点に付加車線がなく車両の通行に支障を来していることから、円滑な交通確保のための対策が必要である。 					
事業の有効性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歩道の整備により、歩行者の安全性が向上する。 ○ 付加車線の設置により、車両の走行性が向上する。 					
コスト削減等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 二次製品を積極的に使用し、コスト削減を図る。 					
環境	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者等に配慮した、バリアフリー構造の歩道を整備する。 					
総合評価	<p>本事業は、車両の走行性及び歩行者の安全性の向上を図るものである。</p> <p>本事業箇所は、通学路交通安全プログラムの対策必要箇所に位置付けられており、早急な対策の実施のため、今年度に新規着手の必要がある。</p>					



【広域位置図】



【位置図】



【現況横断図】



【計画横断図】



【現況写真】

『^わ環』の公共事業構想ガイドライン評価シート

作成年月日	令和8年3月13日
作成部署	建設交通部 道路管理課

事業名	一般府道 黄檗停車場線 防災・安全交付金（交安）事業	地区名	宇治市五ヶ庄地内
概算事業費	約 1.8 億円	事業期間	令和 8 年度～
事業概要	本事業箇所は、「通学路交通安全プログラム」に基づき要対策箇所について歩道の拡幅整備及び付加車線設置を行い、歩行者の安全確保及び車両の走行性の向上を図るものである。		
目指すべき環境像	主に住宅が並び地域のため、生活環境を保全すると共に、地域住民の意見を十分反映し、施工を行う。		
関連する公共事業	宇治市道五ヶ庄 63 号線 防災・安全交付金事業		

	評価項目		施工地の環境特性と目標	環境配慮・環境創造のための措置内容	環境評価
	主要な評価の視点	選定要否			
地球環境・自然環境	地球温暖化(CO ₂ 排出量等)	○	歩道が狭小であり、歩行者等と車両が輻輳し、車両の速度低下が発生することから、CO ₂ 排出量を低減させる必要がある	事業実施により車両交通の円滑化が図られることから、CO ₂ 排出量低減が期待できる	4
	地形・地質				
	物質循環（土砂移動）				
	野生生物・絶滅危惧種				
	生態系				
	その他				
生活環境	ユニバーサルデザイン	○	当該箇所は通学路交通安全プログラムの要対策箇所であり、安全な歩行空間を確保する必要がある	バリアフリー構造の歩道を設置し、誰もが安全に通行できる歩行空間を整備する	5
	水環境・水循環				
	大気環境				
	土壌・地盤環境				
	騒音・振動	○	道路工事における騒音、振動への配慮が必要	工事実施の際には、騒音・振動の発生が抑制される工法や低騒音・低振動の機械を採用する	3
	廃棄物・リサイクル				
	化学物質・粉じん等				
	電磁波・電波・日照				
その他					
地域個性・文化環境	景観	○	都市景観を保全する必要がある	景観に配慮した材料を使用するなど、周辺環境との調和に努める	3
	里山の保全				
	地域の文化資産				
	伝統的行祭事				
	地域住民との協働				
	その他				

外部評価	
------	--

(別紙)

構想ガイドラインチェックリストの記載要領

- 1) 「施工地の環境特性と目標」欄：評価項目の「主要な評価の視点選定の考え方」に当てはまる項目について、下記の記載要点を踏まえて施工地地の環境特性と目指すべき方向（環境目標）についての点検を行い、できるだけ具体的に（例えば絶滅危惧種の名称等）記載すること。
- 2) 「環境配慮・環境創造のための措置内容」欄：「施工地の環境特性と目標」の記載内容に対応して実施しようとする回避措置や自然再生・環境創出等の方策について記載すること。
- 3) 「環境評価」欄：評価項目ごとの環境配慮の自己評価を記載する。

(改善: 5、やや改善: 4、見直し: 3、やや悪化: 2、悪化: 1)

評価項目		「施工地の環境特性と目標」の記載要点
主要な評価の視点		
地球環境・自然環境	地球温暖化 (CO ₂ 排出量等)	・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って温室効果ガスの著しい発生が予測されるため、発生抑制や吸収源の創出などが必要。
	地形・地質	・地域の自然環境の基盤となっている地形・地質の維持・保全・改善・回復などが必要。
	物質循環 (土砂移動等)	・河川における土砂移動機能が良（又は不良）であるため、その維持（又は改善）が必要。
	野生生物 ・絶滅危惧種	・京都府レッドデータブック掲載の「絶滅が危惧される野生生物」の生息地等が確認されたため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	生態系	・地域生態系の維持・保全・改善・回復などが必要。
	その他	・その他、施工地及び周辺地域における地球環境や自然環境の特性と目指すべき方向（環境目標）
生活環境	ユニバーサルデザイン 水環境・水循環	・高齢者や障がい者など社会的弱者に配慮した施設構造としていくことが必要。 ・事業前の水環境・水循環が良（又は不良）であるため、その維持（又は改善）が必要。
	大気環境	・事業前の大気環境が良（又は不良）であるため、その維持（又は改善）が必要。
	土壌・地盤環境	・事業前の土壌・地盤環境が良（又は不良～汚染、沈下、水脈分断など）のため、その維持（又は改善）が必要。
	騒音・振動	・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、騒音・振動の発生が予測されるため、発生抑制が必要。
	廃棄物・リサイクル	・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、建設廃棄物の大量発生が予測されるため、発生抑制、再使用、リサイクルなどが必要。
	化学物質・粉じん	・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、化学物質や粉じんによる汚染が予測されるため、汚染の防止・抑制が必要。
	電磁波・電波環境・日照 その他	・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、電磁波、電波障害、日照障害が予測されるため、障害の防止・抑制が必要。 ・その他、施工地及び周辺地域における生活環境の特性と目指すべき方向（環境目標）
地域個性・文化環境	景観	・京都らしい自然景観や歴史的景観、都市景観が存在するため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	地域の文化資産	・史跡や天然記念物、歴史的に重要な遺跡、古道、伝承、家屋(群)など地域固有の文化資産が存在するため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	里山の保全	・多様な生物相や農村景観の重要な要素となっている里山が存在しているため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	伝統的行祭事	・地域の伝統的な行祭事等が行われているため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	地域住民との協働 その他	・事業の構想、設計、施工、管理などについて地域住民との協働が必要。 ・その他、施工地及び周辺地域における地域個性や文化環境の特性と目指すべき方向（環境目標）。